

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査（平成24年度調査）の 実施について（案）

1. 目的

中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会（以下「検証部会」という。）において策定された「平成24年度診療報酬改定結果検証特別調査項目について」に基づき、特別調査を実施し、検証部会における平成24年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。なお受託業者は、受託決定後に調査検討委員会の事務局を担当する。

3. 調査項目

以下に掲げる10項目について、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査として実施することとし、下線の6項目を平成24年度調査として実施することとする。なお、平成24年度調査については、改定による効果がより明らかになるように、出来る限り後ろ倒しで調査を実施する。

- (1) 救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価についての影響調査（別紙1）
- (2) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査（別紙2）
 - ・病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果の影響調査
 - ・チーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化の状況調査
- (3) 歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査（別紙3）
- (4) 在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査（別紙4）
- (5) 訪問看護の実施状況及び効率的な訪問看護に係る評価についての影響調査（別紙5）
- (6) 慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査（別紙6）
- (7) 在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況調査（別紙7）
- (8) 維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査（別紙8）
- (9) 医療安全対策や患者サポート体制等に係る評価についての影響調査（別紙9）
- (10) 後発医薬品の使用状況調査（別紙10）

救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価 についての影響調査(案)

1. 調査の目的

平成24年度改定における、新生児集中治療や小児救急医療、精神疾患を合併する患者の救急医療に対する評価、急性期後の受け皿としての後方病床機能の評価などが、救急医療等の充実・強化に与えた影響を調べるため、これらに関連した入院料等を算定している保険医療機関における診療体制や診療内容、患者の状況、他の医療機関との連携状況などについて調査を行う。

2. 検証のポイント

周産期における妊産婦の医療の充実や、新生児に対する後方病床での受入が進んでいるか、また、小児や、精神に係る救急患者の受入が適切に行われており、急性期後の後方病床への受入がスムーズに行われているかについて検証する。

3. 調査客体

次の加算等の算定に関する届出を行っている保険医療機関

救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料、特定集中治療室管理料、救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算、救急・在宅等支援病床初期加算、新生児特定集中治療室退院調整加算、ハイリスク妊産婦共同管理料、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、院内トリアージ実施料、夜間休日救急搬送医学管理料、地域連携小児夜間・休日診療料、地域連携夜間・休日診療料、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算 等

(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定)

4. 主な調査項目

- ・救急医療体制、関連診療報酬の施設基準の届出、算定状況
- ・救命救急医療、小児医療の実施状況
- ・精神科救急入院の受入状況や精神科入院患者の退院調整の状況
- ・救急搬送患者の受入状況や退院時の退院調整の状況
- ・連携病院についての状況

等

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度改定において実施された、勤務医の負担を軽減するためのさらなる取組への評価、また、その一環として実施されたチームによる医療への取組に対する評価が、実際に勤務医の負担軽減や医療の質の向上にどのような影響を与えたかを調査するために、これらに関連した加算等を算定している保険医療機関における診療体制や診療内容、勤務医の状況、チーム医療の実施状況などについて調査を行う。

2. 検証のポイント

病院勤務医の負担軽減や処遇の改善が進んでいるか、また負担軽減のための医師事務作業補助者や看護補助者の配置や役割分担が進んでいるかを検証する。さらに、チーム医療の取り組み状況やその効果について検証する。

3. 調査客体

次の加算等の算定に関する届出を行っている保険医療機関

総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護補助加算、医師事務作業補助体制加算、救命救急入院料、小児入院医療管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、精神科リエゾンチーム加算、病棟薬剤業務実施加算、院内トリアージ実施料、移植後患者指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料等の病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする項目

栄養サポートチーム加算、呼吸ケアチーム加算、精神科リエゾンチーム加算、移植後患者指導管理料、外来緩和ケア管理料、病棟薬剤業務実施加算、糖尿病透析予防指導管理料等チーム医療に関する項目

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

4. 主な調査項目

- ・ 勤務医の負担軽減及び処遇の改善を要件とする項目の算定状況
- ・ チーム医療の実施に関する項目の算定状況
- ・ 施設及び病棟における勤務職員（医師、看護師、薬剤師等）の勤務状況
- ・ 勤務医の負担軽減のための施設としての取組内容やその達成状況
- ・ チーム医療の実施状況やその効果、導入する上での問題点
- ・ 勤務医の勤務に関する負担に対する意識の変化
- ・ 看護補助者導入による看護職員の勤務状況の変化

等

歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査 (案)

1. 調査の目的

歯科医師等によるチーム医療や医師等との連携を推進する観点から、平成24年度改定において新設された、歯科を有する病院や、病院と連携した歯科医療機関におけるがん患者等の周術期における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等の評価や、周術期に行う歯科衛生士の専門的口腔衛生処置についての評価がどのような影響を与えたかを調査するために、これらを算定している保険医療機関に対して管理内容等の調査を行うとともに、患者に対して管理等による評価等について調査を行う。

2. 検証のポイント

歯科を有する病院や病院と連携した歯科医療機関における、がん患者等の周術期における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等の評価や、周術期に行う歯科衛生士の専門的口腔衛生処置についての評価によって、チーム医療が推進されているか等について検証する。

3. 調査客体

次の管理料等の算定に関する届出を行っている保険医療機関及び患者

周術期口腔機能管理計画策定料、周術期口腔機能管理料等チーム医療に関する項目（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

4. 主な調査項目

- ・ 口腔機能管理の実施状況
- ・ 周術期における歯科衛生士の取り組み状況
- ・ 基本診療料や指導管理料における医科診療科との連携状況

等

在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度診療報酬改定においては、高齢化等に伴い、今後在宅医療の需要がますます高まることが予想され、在宅医療を担う医療機関の機能強化等がさらに重要となることから、個々の患者に対して適切な場所での医療を提供する観点から、退院後における医療機関同士や介護サービス事業者等との連携における各種取組における評価を行うとともに、在宅医療の提供を行う医療機関や訪問看護の実施についての評価も行った。

これらを踏まえ、各種医療機関間の連携状況や介護との連携状況、在宅医療の実施状況、患者の意識等についての調査等を行う。

2. 検証のポイント

在宅医療を行う在宅療養支援診療所・病院の機能強化の状況、在宅医療における看取りの状況、医療機関から在宅への移行の状況についてスムーズに行われているか等について検証を行う。

3. 調査客体

訪問診療料、往診料、在宅医学総合管理指導料、在宅がん医療総合診療料、ターミナルケア加算、退院調整加算、退院時共同指導料、地域連携診療計画退院時指導料等を算定している保険医療機関、訪問看護ステーション及び患者
(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定)

4. 主な調査項目

- ・ 医療機関から在宅への退院調整及び移行の状況
- ・ 在宅医療の実施状況
- ・ 在宅医療を実施する上での各医療機関間の連携状況
- ・ 夜間や緊急時の対応状況
- ・ 在宅医療を受けている患者の介護サービスの利用状況
- ・ 在宅医療を実施している医療機関と居宅介護支援事業所等との連携状況
- ・ 保険医療機関や患者の在宅医療に関する意識

等

訪問看護の実施状況及び効率的な訪問看護等に係る評価についての影響調査 (案)

1. 調査の目的

平成24年度診療報酬改定においては、在宅で医療ニーズの高い患者が増加していること等から、訪問看護について、対象拡大等の要件の緩和、早朝、夜間、深夜の訪問に対する評価、看護補助者との同行訪問に係る評価、専門性の高い看護師による同一日の訪問看護の評価、精神科訪問看護に対する評価体系の見直し等を行い、さらなる訪問看護の充実を図ることを目的とした各種の評価を行った。

これらを踏まえ、訪問看護の実施状況や、介護保険との連携状況、在宅医療の実施状況、患者の意識等についての調査等を行う。

2. 検証のポイント

訪問看護の評価を充実したことに伴い、訪問看護がより一層充実したものとして実施されているかどうか、またその効果等について検証を行う。

3. 調査客体

訪問看護を実施している保険医療機関、訪問看護ステーション及び患者
(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定)

4. 主な調査項目

- ・ 訪問看護の実施状況
- ・ 訪問看護を実施する上での各医療機関、ステーション、居宅介護支援事業所等との連携状況
- ・ 夜間や緊急時の対応状況
- ・ 訪問看護を受けている患者の介護サービスの利用状況
- ・ 保険医療機関や患者の訪問看護に関する意識

等

慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度改定において、精神科救急医療体制の確保への協力及び重症者を受入れている病棟の評価、精神科救急医療体制の確保に協力を行っている精神保健指定医等の評価、精神科における急性期を担う病院に対する評価の見直し、認知症において入院日数に応じた評価体系の見直しなどを行い、より質の高い精神医療の充実、地域に移行した患者への医療提供体制の充実を図るための評価を行った。

これらの評価の見直しや加算の創設による精神科病棟における職員の配置状況の変化や、精神科救急患者等の受入状況、診療状況の変化、精神科患者の地域への移行や認知症治療の推進状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

急性期における精神科医療体制に係る評価によって精神科救急医療体制がどのように変化しているか、またこれらの患者を地域に移行させる上での医療提供体制の充実が行われているか、認知症患者に対する入院医療や地域医療等の医療提供が適正に行われているかについて検証を行う。

3. 調査客体

精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（精神病棟）、精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科身体合併症管理加算、精神科地域移行実施加算、精神療養病棟入院料、精神科ショートケア、精神科デイ・ナイト・ケア、認知症治療病棟入院料等を算定している保険医療機関
（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

4. 主な調査項目

- ・精神医療に関連する各種項目の算定状況
- ・精神科病棟における入院患者の状況
- ・精神科病棟における医師や看護師の配置状況
- ・精神科救急入院の受入状況や精神科入院患者の退院調整の状況
- ・精神科入院患者の地域への移行状況
- ・認知症患者の入院状況
- ・認知症患者の外来における診療状況

等

在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況調査（案）

1. 調査の目的

在宅歯科医療の推進を図る観点から、平成24年度診療報酬改定においては、歯科衛生士による訪問歯科診療の補助の評価の新設や歯科訪問診療に係る評価の引き上げ等を行ったところである。

また、歯科診療で特別な対応が必要とされる者については、加算の主旨がより適切に反映できるように、名称の見直しを行うとともに、これらの患者について、高次な医療機関から一般の歯科診療所で受け入れた場合の評価の新設等を行った。

そこで、本調査では、こうした診療報酬上の対応による在宅歯科医療及び歯科診療で特別対応が必要な者の歯科医療の実施や体制整備の状況等への影響や患者の意識等について調査を行う。

2. 検証のポイント

在宅における歯科医療について、平成24年度改定で見直した内容や新設した項目についてどのように実施されており、また影響があったか、更に、歯科診療で特別対応が必要な者の歯科医療についても、同様にどのように実施されており、また影響があったか等について検証を行う。

3. 調査客体

(1) 在宅における歯科医療

施設調査：在宅療養支援歯科診療所、地域医療連携体制加算の届出をしている保険医療機関

患者調査：上記「施設調査」の対象施設に調査日に「歯科訪問診療」を行った患者

(2) 歯科診療で特別対応が必要な者

施設調査：「歯科診療特別対応連携加算」の施設基準を届け出ている保険医療機関及び障害歯科学会の学会員の保険医療機関中から無作為抽出した施設

患者調査：上記「施設調査」の対象施設に調査日に来院し、「歯科診療特別対応加算」を算定した患者

(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定)

4. 主な調査項目

- ・在宅歯科医療及び歯科診療で特別対応が必要な者の歯科医療実施状況及び課題
- ・在宅歯科医療及び歯科診療で特別対応が必要な者の歯科医療の体制整備の状況
- ・歯科と医科、歯科と介護関連職種（在宅歯科医療の場合）、歯科診療所と病院歯科等の連携状況
- ・在宅歯科医療を受けている患者の介護サービスの利用状況
- ・在宅歯科医療及び特別対応が必要な者の歯科医療に関する患者の意識

等

維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど 疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度診療報酬改定においては、回復期リハビリテーションにおける「質の評価」の一層の充実に加え、発症早期から、また急性期から連続したリハビリテーションの実施について、評価を行った。また、要介護被保険者等に対する維持期の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーションの評価の見直しを行った。さらに、維持在宅患者に対して実施する訪問リハビリテーションや外来リハビリテーションを実施することについての評価を行った。

これらの各種リハビリテーション実施に対しての評価の充実による保険医療機関の提供体制の状況や、生活期（維持期）リハビリテーションの提供状況、患者の状態の改善の状況がどのように変化しているのかについて調査等を行う。

2. 検証のポイント

発病早期から連続したリハビリテーションの提供が適切に行われているか、また維持期のリハビリテーションについての提供状況はどのようなものか、在宅患者に対する訪問や外来のリハビリテーションについて、どのように実施されているかについて検証を行う。

3. 調査客体

各種リハビリテーション料や加算等を算定している保険医療機関
（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

4. 主な調査項目

- ・各種リハビリテーション料の算定状況（入院・入院外）
- ・各種リハビリテーション料を算定している保険医療機関におけるリハビリテーションの提供体制
- ・訪問リハビリテーション及び外来リハビリテーションの提供状況
- ・リハビリテーションを提供している施設ごとの入退院時の患者の状況

等

医療安全対策や患者サポート体制等に係る評価についての影響調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度改定において、医療従事者と患者との対話を促進するための医療有資格者等による患者等に対する相談窓口の設置など、患者サポート体制を充実させるための具体的な対応策をあらかじめ準備し、患者の不安の解消に積極的に取り組んでいる医療機関への評価を新設した。さらに、診療報酬項目の簡素化の観点から、すでに多くの病院で実施されている加算について、入院基本料、特定入院料で包括して評価することとした。療養病棟及び診療所の療養病床については、評価体系の見直しを行い、原則を下回る場合に療養環境の改善計画を提出させることとした。また、医療安全対策を推進するため、院内感染防止策に関する評価の見直しや、医療機器の保守管理について、薬事法や医療法上の取扱いを踏まえ、高い機能を有するCT及びMRIの画像診断装置における診療報酬を請求するための施設基準の見直しを実施した。これらの評価等の見直しによる影響についての調査を行う。

2. 検証のポイント

感染症対策などの医療安全対策が適切に実施されているか、また患者に対する相談体制についてはどのように実施されているか、加算から包括評価への見直しとなったことによる影響、療養環境の改善状況等について検証を行う。

3. 調査客体

次の加算等の算定に関する届出を行っている保険医療機関

医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、療養病棟療養環境加算、療養病棟療養環境改善加算、診療所療養病床療養環境加算、診療所療養病床環境改善加算

CT撮影装置及びMRI撮影装置を導入している保険医療機関

栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算を平成24年3月31日まで算定していた保険医療機関

(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定)

4. 主な調査項目

- ・院内感染防止対策の実施状況
- ・各種医療安全対策の実施状況
- ・患者サポート体制、相談支援体制の実施状況
- ・栄養管理実施加算、褥瘡患者管理加算を算定していた保険医療機関における入院基本料及び特定入院料の算定状況
- ・療養病棟及び療養病床についての療養環境の整備状況
- ・CT撮影装置及びMRI撮影装置に関する施設基準の見直しに係る影響

等

後発医薬品の使用状況調査（案）

1. 調査の目的

平成24年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方に記載された処方せんの受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識の調査等を行う。

2. 検証のポイント

一般名処方による医療機関の処方状況や、それに伴う保険薬局における後発医薬品の調剤状況、また、後発医薬品調剤の評価による後発医薬品の調剤状況の変化等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で決定）

（参考）

平成22年度調査における客体数（括弧内は回収状況）

保険薬局：1,500施設(58.0%)

保険医療機関：病院1,500施設(38.3%)、診療所2,000施設(33.1%)

医師：保険医療機関調査の対象となった病院に勤務する外来担当の医師、1施設につき診療科の異なる2人(708人)

患者：調査日に保険薬局に来局した患者、1施設最大4人(1,788人)

4. 主な調査項目

- ・ 保険薬局で受け付けた処方せんについて、「一般名処方」の記載された処方せんの受付状況、「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況
- ・ 保険薬局における後発医薬品への変更調剤（含量違い又は類似する別剤形の後発医薬品への変更調剤を含む。）の状況
- ・ 医薬品の備蓄及び廃棄の状況
- ・ 後発医薬品についての患者への説明状況
- ・ 後発医薬品に変更することによる薬剤料の変化
- ・ 保険医療機関（入院・外来）における後発医薬品の使用状況（後発医薬品使用体制加算の算定状況を含む。）
- ・ 後発医薬品の使用に関する医師、薬剤師及び患者の意識

等